

議員提出議案等 ー 令和4年12月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第8号	国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書（案）	可決	12月16日
発議第9号	地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める意見書（案）	可決	12月16日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和4年（2022年）12月16日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 保 実 治

〃 宍 戸 稔

〃 鈴 木 深由希

〃 横 光 春 市

〃 弓 掛 元

〃 月 橋 寿 文

国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書（案）の提出
について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様

発議第 8 号

国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書（案）

令和 4 年 6 月 1 0 日厚生労働省医政局より，新型コロナウイルス感染症対応交付金による「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に関する事務連絡が医療関係団体に発出された。物価高騰のため，コロナの影響を受けている医療機関において，食材料費の値上げや光熱水費の高騰に影響を受けている場合，地方公共団体の判断により，上記交付金の活用が述べられている。現在，医療機関や介護事業所では，物価高騰の影響を受けているが，医療機関では規則上，療養の給付と直接関係のないサービスに関しての費用の徴収は認められていない。価格転嫁のできない今般の光熱水費等の急激な値上がりに対しては，補助金等の助成措置が必要である。そして，食材料費の値上げによる費用増も深刻である。平成 6 年以来食事療養費は据え置かれたまま，患者負担を増やすことなく，食事療養費の引上げを実施すべきである。また，介護事業所においても，患者負担を増やすことなく，食事療養費の引上げを実施すべきである。

既に公共施設や学校について，光熱水費や給食費の助成が行われているが，交付金の活用を拡大する対応を考慮すべきである。

よって，財政的追加措置も含めて医療機関，介護事業所に対する財政支援を行うため，次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 医療機関や介護事業所に対して，光熱水費，食材料費及び燃料費の助成措置を講じること。
- 2 食材料費の高騰に対して，28年間据え置かれている医療機関への食事療養

費の引上げ実施を国の責任で行うこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）12月16日

三 次 市 議 会

令和4年（2022年）12月16日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 保 実 治

〃 宍 戸 稔

〃 鈴 木 深由希

〃 横 光 春 市

〃 黒 木 靖 治

〃 弓 掛 元

〃 月 橋 寿 文

地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める意見書（案）
の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提出先

内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	松本剛明様
国土交通大臣	斉藤鉄夫様

発議第9号

地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める意見書（案）

平成15年12月に可部線の可部～三段峡間が廃止され、平成30年3月末には三江線が廃止された。西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）の廃止提案に対して、沿線自治体が重ねて「維持・存続」を求めてきたにも関わらず、その意向が受け入れられなかったことは残念でならない。

JR西日本は令和3年2月の記者会見で「ローカル線の維持は非常に難しくなってきた。関係自治体にはまちづくりにあわせた最適な交通体系を、今後さらに一緒に議論していきたい」と鉄道から他の輸送手段への変換提案とともれる内容を発表した。

JR西日本は昭和62年の会社発足（国鉄の分割民営化）以来、実に16の線区（船舶含む）を廃止又は他の運営体に移管している。また、JR他社においても、ローカル線の見直しについて沿線自治体との協議を進めたいとの報道がなされている。

このように「地方ローカル線」は苦境に立たされているが、地方で生活していく上で、「移動手段の確保」は必要不可欠であり、安易な「ローカル線の廃止」は地方の過疎化に拍車をかけることが懸念される。

もとより、国民の共有財産である鉄道の存否については、沿線自治体をはじめ関係自治体の意向が最大限尊重される必要がある。また、「地方創生」具現化のためにも積極的な「地方ローカル線存続」に向けた政策が展開されるべきと考える。

よって、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方ローカル線の廃止は当該地域住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることになることから、鉄道事業者の届出により路線を廃止できる現行の鉄道事業法について、路線を廃止する場合は関係自治体の同意を前提とした「許可制」に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）12月16日

三 次 市 議 会